

令和5年6月14日



担当課	空家対策課
担当者	高木・山部
電話	(073) 435 - 1091
内線	2810

一 雑賀崎廃旅館の代執行の開始宣言について

倒壊のおそれのある所有者不確知の廃旅館は、木造部分の崩落、柱の傾き、屋根や外壁の腐朽などが見られ、保安上著しく危険な状態です。また、土砂災害警戒区域に所在し、通学路、避難経路に接しているため、倒壊すれば近隣の住民や通行人など不特定多数に被害が及ぶおそれがあります。

そうした被害を未然に防ぎ、地域の安心安全を確保するため、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき、略式代執行を実施します。

なお、略式代執行を実施するにあたり、次のとおり開始宣言を行います。

1 宣言日時・場所等

令和5年6月19日（月） 10時30分から

和歌山市雑賀崎1863番地39先（位置図参照）

※当日の作業は仮囲いの設置を予定しています。（重機等による解体作業は行いません。）

2 宣言者 和歌山市都市建設局建築住宅部長

3 建築物の概要

- ・用途 旅館 ・建築年 不詳 ・延床面積 937㎡
- ・構造 鉄筋コンクリート造一部木造 3階建

4 作業期間

令和5年6月19日から令和6年3月中旬までの約9か月を予定

（工事の状況により、期間が変更となる場合があります。）

※6月19日以降、解体に向けた準備作業を実施します。

○注意事項

- ・宣言日は9時から17時まで二輪車と歩行者を除き、当該物件付近（別紙位置図の青線の区間）は、車両通行止めとなります。
- ・車で来られる場合は「雑賀崎漁港 一時使用駐車場」（有料）等をご利用ください。
- ・略式代執行を実施する敷地内への立ち入りはできません。
- ・当日は腕章をつけるなど、報道機関と分かるようにしてお越しく下さい。
- ・現地取材の際には、近隣住民や通行者及び現場作業にご配慮ください。

○位置図



※青線は車両通行止め区間
(2輪車と歩行者は通行可)

○写真

